

令和5年度 財政健全化法に基づく算定状況

はじめに

令和5年度決算に基づく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による健全化判断比率及び第22条第2項の規定による資金不足比率に関して算定を行った。

1 健全化判断比率等の状況

(単位：%)

健全化判断比率				
年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費率	将来負担比率
令和5年度	—	—	8.0	29.4
令和4年度	—	—	8.4	42.1
令和3年度	—	—	9.0	52.4
令和2年度	—	—	9.8	58.9
令和元年度	—	—	9.5	77.6
平成30年度	—	—	8.3	64.7
平成29年度	—	—	8.1	59.3
平成28年度	—	—	8.3	49.6
平成27年度	—	—	10.0	63.5
平成26年度	—	—	11.9	78.0
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

*実質赤字比率・連結実質赤字比率は、黒字の場合「—」で表示しています。

*実質公債費比率の数値は、3ヶ年平均。

(単位：%)

資金不足比率				
年度	水道事業会計	下水道事業会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
令和5年度	—	—		
令和4年度	—	—		
令和3年度	—	—		
令和2年度	—	—		
令和元年度	—		—	—
平成30年度	—		—	—
平成29年度	—		—	—
平成28年度	—		—	—
平成27年度	—		—	—
平成26年度	—		—	—

*資金不足比率は、資金不足がない場合「—」で表示しています。

*令和2年度より「公共下水道事業特別会計」及び「農業集落排水事業特別会計」は、下水道事業会計へ移行しました。

2 健全化判断比率等算定（令和5年度）

実質公債費比率の構成要素

（単位：千円）

負 債				
一般会計の起債償還に充当した一般財源	上下水道事業の起債償還のうち一般会計が負担した額	伊南行政組合・上伊那広域連合の起債のうち一般会計が負担した額	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金利子（基金の繰替運用除く）
441,947	249,812	61,169	6,403	0

—

災害復旧による基準財政需要額	起債のうち交付税対象額
273,003	213,112

単年度	令和3年度	7.13
	令和4年度	8.71
	令和5年度	8.42

8.42

=

標準財政規模（税収入・地方交付税・臨時財政対策債）
3,730,511

—

災害復旧による基準財政需要額	起債のうち交付税対象額
273,003	213,112

8.0

将来負担比率の構成要素

（単位：千円）

将来負担額							
一般会計の起債の残高	債務負担行為に基づく支出予定額	上下水道の起債償還のうち一般会計が負担する見込みのもの	伊南行政組合・上伊那広域連合の起債のうち一般会計が負担する見込みのもの	退職手当負担見込み額	土地開発公社への負担見込み額	第三セクターへの負担見込み額	伊南行政組合への赤字額負担見込み額
3,947,430	52,614	3,362,341	455,941	955,588	0	0	0

—

充当可能財源		
基金	負債に充当できる収入	起債のうち交付税対象見込み額
2,421,820	34,502	5,361,248

令和3年度	52.4
令和4年度	42.1
令和5年度	

29.4

=

標準財政規模（税収入・地方交付税・臨時財政対策債）
3,730,511

—

災害復旧による基準財政需要額	起債のうち交付税対象額
273,003	213,112